吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項、同法第 801 条第 2 項、同法施行規則第 189 条及び 同法施行規則第 201 条に定める書面)

2021年10月1日

川崎重工業株式会社

カワサキモータース株式会社

吸収分割に係る事後開示書面

(分割会社)

神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号 川崎重工業株式会社 代表取締役 橋本 康彦

(承継会社)

兵庫県明石市川崎町1番1号 カワサキモータース株式会社 代表取締役 伊藤 浩

川崎重工業株式会社(以下「分割会社」という。)は、2021年3月31日付で、カワサキモータース株式会社(以下「承継会社」という。)との間で締結した吸収分割契約に基づき、モーターサイクル&エンジンカンパニーが行う事業の有する権利義務を、承継会社に対して承継させる吸収分割(以下「本分割」という。)を行いました。

つきましては、分割会社に関しては、会社法第791条第1項及び同法施行規則(以下「規則」という。)第189条の定めに基づき、承継会社に関しては、会社法第801条第2項及び規則第201条の定めに基づき、本分割に関して当社本店に備え置くこととされる事項は下記のとおりです。

記

- 吸収分割が効力を生じた日(規則第 189 条第 1 号、同第 201 条第 1 号)
 2021 年 10 月 1 日
- 2. 分割会社における次に掲げる事項(規則第189条第2号)
- (1)会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過(規則第189条第2号イ) 本分割は、分割会社において、会社法第784条第2項の規定による簡易吸収分割に該 当するため、同法第784条の2ただし書により、反対株主による本分割の差止請求に 係る手続は行われておりません。

- (2)会社法第785条の規定による手続の経過(規則第189条第2号ロ) 本分割は、分割会社において、会社法第784条第2項の規定による簡易吸収分割に該 当するため、同法第785条の適用はなく、反対株主の株式買取請求権に係る手続は行 われておりません。
- (3)会社法第787条の規定による手続の経過(規則第189条第2号ロ) 分割会社において、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はないこ とから、新株予約権買取請求に係る手続は行われておりません。
- (4)会社法第789条の規定による手続の経過(規則第189条第2号ロ) 分割会社は、会社法第789条第2項に基づき、2021年7月20日付の官報に公告し、 かつ会社法第789条第3項に基づき、電子公告の方法により2021年7月20日から1 箇月間継続して公告を行いましたが、異議申述期間内に異議を述べた債権者はいませ んでした。
- 3. 承継会社における次に掲げる事項(規則第189条第3号、同第201条第3号)
- (1)会社法第796条の2の規定による請求に係る手続きの経過(規則第189条第3号イ、 同第201条第3号イ)

会社法第796条の2の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2)会社法第797条の規定の規定による手続の経過(規則第189条第3号ロ、同第201条第3号ロ)

分割会社は、承継会社の完全親会社であり、かつ特別支配会社であるため、会社法 797 条第 3 項の規定に基づき、分割会社に対する通知は行っておらず、株式買取請求権を 行使できる株主も存在していません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過(規則第 189 条第 3 号ロ、同第 201 条第 3 号ロ)

承継会社は、会社法第799条第2項に基づき、2021年7月20日付の官報に公告しましたが、異議申述期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。なお、承継会社には、知れたる債権者が存在しないため、各別の催告は行っておりません。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(規則第 189条第4号、同201条第4号)

承継会社は、本分割により、効力発生日である 2021 年 10 月 1 日をもって、本件吸収 分割契約書に定める権利義務を分割会社から承継いたしました。

- 5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日 (規則第 189 条第 5 号、同第 201 条第 5 号) 2021 年 10 月 1 日 (予定)
- 6. その他吸収分割に関する重要な事項 (規則第 189 条第 6 号、同第 201 条第 6 号) 該当事項はありません。

以 上